

表 1 定期報告が必要な建築物

建築物の用途	建築物の面積及び階数	報告の時期 注)
旅館、ホテル	避難階以外の階を左記に掲げる用途に供するもので以下のいずれかに該当するもの。(避難階：直接地上に避難できる階) ① 当該用途(100㎡超の部分)が3階以上の階にある場合 ② 2階にある当該用途の床面積が300㎡以上の場合 ③ 当該用途(100㎡超の部分)が地階にある場合	平成 31(令和元)年度、以降3年ごと
劇場、映画館、演芸場	(1) 避難階以外の階を左記に掲げる用途に供するもので以下のいずれかに該当するもの。 ① 当該用途(100㎡超の部分)が3階以上の階にある場合 ② 当該用途の床面積(客席部分)が200㎡以上の場合 ③ 主階が1階にない場合 ④ 当該用途(100㎡超の部分)が地階にある場合 (2) その用途に供する部分の床面積が300㎡を超えるもの。	令和2年度、以降3年ごと
観覧場(屋外観覧場を除く。)、公会堂、集会場(地区公民館を除く。)	(1) 避難階以外の階を左記に掲げる用途に供するもので以下のいずれかに該当するもの。 ① 当該用途(100㎡超の部分)が3階以上の階にある場合 ② 当該用途の床面積(客席部分)が200㎡以上の場合 ③ 当該用途(100㎡超の部分)が地階にある場合 (2) その用途に供する部分の床面積が300㎡を超えるもの。	令和2年度、以降3年ごと
共同住宅(サービス付き高齢者向け住宅に限る。)、寄宿舎(サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホームに限る。)	避難階以外の階を左記に掲げる用途に供するもので以下のいずれかに該当するもの。 ① 当該用途(100㎡超の部分)が3階以上の階にある場合 ② 2階にある当該用途の床面積が300㎡以上の場合 ③ 当該用途(100㎡超の部分)が地階にある場合	令和2年度、以降3年ごと
体育館、博物館、美術館、図書館、ポーリング場、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場※いずれも、学校に附属するものを除く。	避難階以外の階を左記に掲げる用途に供するもので以下のいずれかに該当するもの。 ① 当該用途(100㎡超の部分)が3階以上の階にある場合 ② 当該用途の床面積が2,000㎡以上の場合	令和2年度、以降3年ごと
百貨店、マーケット、展示場、公衆浴場、物品販売業を営む店舗(床面積が10㎡以内のものを除く。)	避難階以外の階を左記に掲げる用途に供するもので以下のいずれかに該当するもの。 ① 当該用途(100㎡超の部分)が3階以上の階にある場合 ② 2階にある当該用途の床面積が500㎡以上の場合 ③ 当該用途の床面積が3,000㎡以上の場合 ④ 当該用途(100㎡超の部分)が地階にある場合	令和2年度、以降3年ごと
就寝用途の児童福祉施設等(助産施設、乳児院、障害児入所施設、助産所、盲導犬訓練施設、救護施設、更生施設、老人短期入所施設(小規模多機能型居宅介護の事業所、看護小規模多機能型居宅介護の事業所を含む。)その他これに類するもの(宿泊サービスを提供する老人サービスセンター等)、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、母子保健施設、障害者支援施設、福祉ホーム、障害福祉サービス(自立訓練又は就労移行支援を行う事業に限る。))を行う事業所(利用者の就寝の用に供するものに限る。))	(1) 避難階以外の階を左記に掲げる用途に供するもので以下のいずれかに該当するもの。(避難階：直接地上に避難できる階) ① 当該用途(100㎡超の部分)が3階以上の階にある場合 ② 2階にある当該用途の床面積が300㎡以上の場合 ③ 当該用途(100㎡超の部分)が地階にある場合 (2) 老人短期入所施設及び各種老人ホームにあっては、その用途に供する部分の床面積が1,000㎡を超えるもの。	令和3年度、以降3年ごと

建築物の用途	建築物の面積及び階数	報告の時期 注)
病院、診療所（介護老人保健施設を含む） ※ 患者の収容施設があるものに限る。	避難階以外の階を左記に掲げる用途に供するもので以下のいずれかに該当するもの。（避難階：直接地上に避難できる階） ① 当該用途（100㎡超の部分）が3階以上の階にある場合 ② 2階にある当該用途の床面積が300㎡以上の場合（2階の部分に患者の収容施設がある場合に限る。） ③ 当該用途（100㎡超の部分）が地階にある場合	令和3年度、以降3年ごと
キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、待合、料理店、飲食店	避難階以外の階を左記に掲げる用途に供するもので以下のいずれかに該当するもの。（避難階：直接地上に避難できる階） ① 当該用途（100㎡超の部分）が3階以上の階にある場合 ② 2階にある当該用途の床面積が500㎡以上の場合 ③ 当該用途の床面積が3,000㎡以上の場合 ④ 当該用途（100㎡超の部分）が地階にある場合	令和3年度、以降3年ごと

- ※注意事項
- ・ 建物が複数棟ある場合は、それぞれの建物で対象となるか判断してください。
  - ・ 提出期限は、該当年度に送付される「お知らせ」文書に記載されていますので、ご確認ください。

表2 定期報告が必要な建築設備等

種別	対象	報告の時期
建築設備	「表1 定期報告が必要な建築物」の換気設備、排煙設備、非常用照明	毎年
防火設備 ※H28.6.1より追加	① 「表1 定期報告が必要な建築物」に該当する建築物に設けられる防火設備 ② 以下に掲げる用途で、床面積が200㎡以上の建築物に設けられる防火設備 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 病院、診療所（患者の収容施設のあるものに限る。）</li> <li>・ 共同住宅（サービス付き高齢者向け住宅に限る。）</li> <li>・ 寄宿舍（サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホームに限る。）</li> <li>・ 就寝用途の児童福祉施設等</li> </ul> ※対象となる防火設備は、火災時に感知器等と連動して自動で閉鎖する随時閉鎖式の防火設備（防火戸・防火シャッターなど）です。外壁開口部の防火設備・常時閉鎖式の防火設備・防火ダンパーは含みません。	毎年

- ※注意事項
- ・ 建物が複数棟ある場合は、それぞれの建物で対象となるか判断してください。

# 定期報告が必要な建築物の判断について

## ■ 避難階以外の階を用途に供するもの

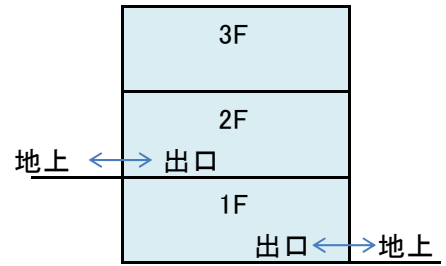
(避難階：直接地上に避難できる階)



避難階のみなので  
報告対象外



避難階のみなので  
報告対象外

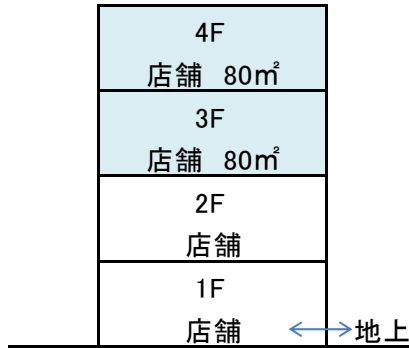


避難階以外の部分があるので、階の面積や用途に供する部分の床面積で対象かどうか判断する。以下イ～へ。

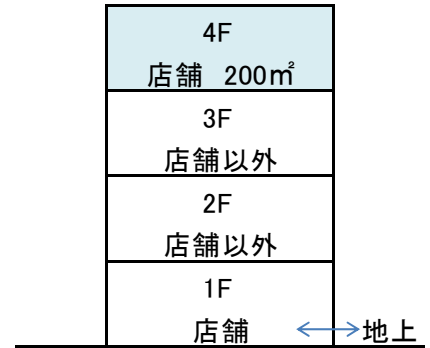
## イ. 当該用途(100㎡超の部分)が3階以上の階にある場合



3階の店舗の用途が  
100㎡超なので報告対象



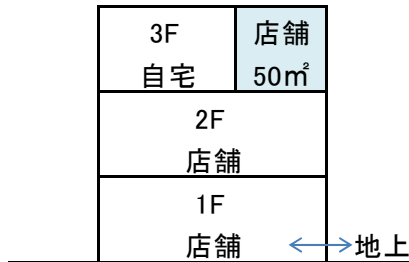
3階以上の店舗の用途が  
100㎡超なので報告対象



3階以上の店舗の用途が  
100㎡超なので報告対象



3階は店舗以外の用途なので  
報告対象外



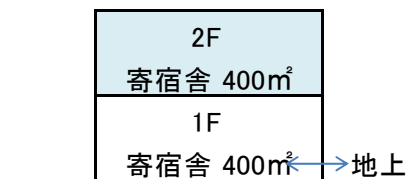
3階の店舗の用途は100㎡  
以下なので報告対象外

※当該用途の倉庫や休憩室など、その用途に付属する部分も当該用途部分として扱います。

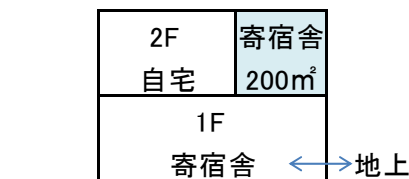


: 判断に要する対象部分

## ロ. 2階にある当該用途の床面積が300㎡(500㎡※)以上の場合

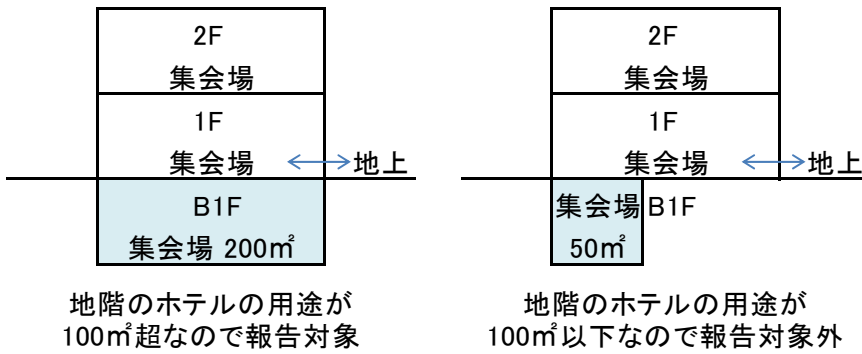


2階の寄宿舍の用途が  
300㎡以上なので報告対象

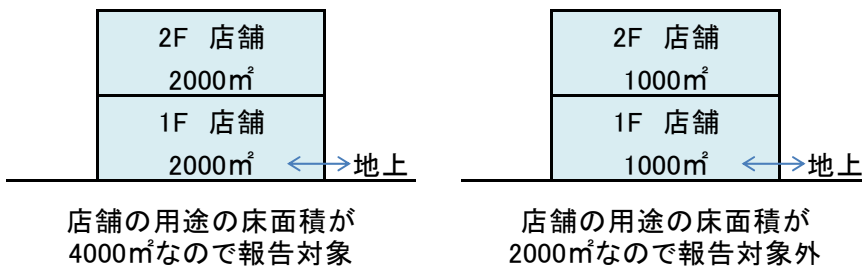


2階の寄宿舍の用途が  
300㎡未満なので報告対象外

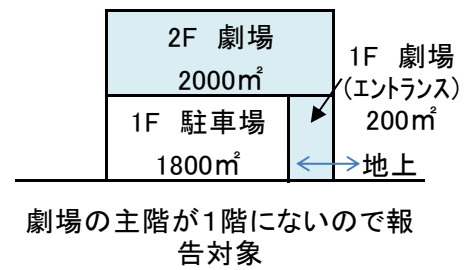
ハ. 当該用途(100㎡超の部分)が地階にある場合



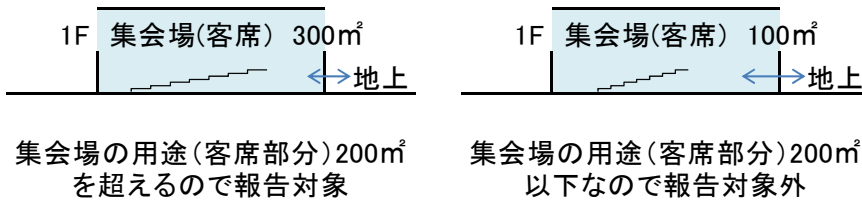
二. 当該用途の床面積が3,000㎡以上の場合



ヘ. 主階が1階にない場合

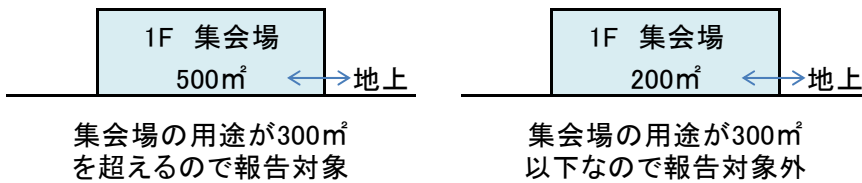


ホ. 当該用途の床面積(客席部分)が200㎡以上の場合



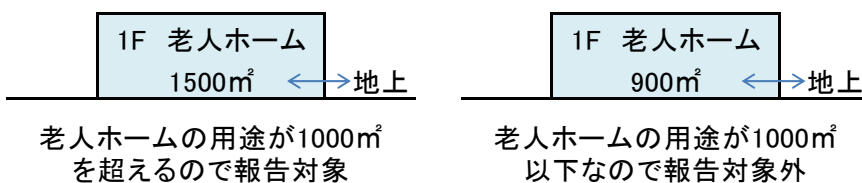
※(1)②の客席面積が200㎡未満でも、(2)の床面積が300㎡超の場合は対象

■ その用途に供する部分の床面積が300㎡を超えるもの



※劇場、映画館、演芸場、観覧場(屋外観覧場を除く。)、公会堂、集会場(地区公民館を除く。のみ)。  
※固定席のある体育館は集会場扱いとなります。

■ 老人短期入所施設及び各種老人ホームにあつては、その用途に供する部分の床面積が1,000㎡を超えるもの



※老人短期入所施設及び各種老人ホーム)のみ。

# 定期報告の対象となる防火設備とは？

平成 28 年 6 月 1 日より、建築基準法の改正に伴い定期報告の対象に「防火設備（随時閉鎖式に限る。）」が新設されました。今回対象となる「防火設備」は以下のとおりです。

- ① 防火扉
- ② 防火シャッター
- ③ 耐火クロススクリーン
- ④ ドレンチャー等

## 【随時閉鎖式防火戸とは？】

- ・火災時に煙や熱等を感知することにより、閉鎖状態となる方式の防火戸です。平常時は開放されており、壁や天井裏に収納されています。

## ①防火扉、②防火シャッター

【平常時】



【火災時（閉鎖時）】





### ③耐火クロススクリーン

【平常時】



【火災時（閉鎖時）】



④ドレンチャー等は、全国でも設置事例は少ないといわれています。

※判断がつかない防火扉等については、建築士や設備業者等の専門知識を有する方にお問合せください。